

## 平成30年度地域密着型サービス事業者評価基準について

## 1. 評価基準について

評価項目 地域密着型老人福祉施設生活介護（41項目）＋プレゼン加算（1項目）  
 認知症対応型共同生活介護（41項目）＋プレゼン加算（1項目）

## 2. 評価の配点

・評価項目（4点満点）

- 4 評価項目について提案されており、その内容が優れている。  
 3 評価項目について提案されており、その内容がやや優れている。  
 2 評価項目について提案されており、その内容が普通である。  
 1 評価項目について提案されているが、その内容がやや劣っている。  
 0 評価項目について提案されていない。または提案されているが満足な内容ではない。  
 あるいは問題がある。

・プレゼン加算（10点満点）

## 3. 選定方法について

(1) 事業計画提案書に基づき委員が個々に評価する。

- ・施設基準、職員配置については、事務局作成の一覧表を参照する。
- ・その他必要と思われる資料も参照する。
- ・プレゼン加算については、10点満点で事業の計画性や意欲を評価する。
- ・学識経験者を除く委員は、【法人の安定性・継続性】に係る項目を除き採点する。
- ・学識経験者は、専門的な立場から【法人の安定性・継続性】に係る採点を加える。

(2) 合計点の高い事業所を選定するものとし、同点の場合は多数決で選定する。

(3) ボーダーラインはプレゼン加算を除く評価の平均点とし、評価がボーダーライン未満の場合は選定の対象としない。

	事業所合計点	
2（平均点）×36（項目数）×4（学識経験者以外）	＝	288点
2（平均点）×41（項目数）×1（学識経験者）	＝	82点
	合計	370点
		ボーダーライン

(4) 審査の結果、選定事業者なしとする場合もある。

(5) 指定計画数を超えて選定することはない。

## 4. 指定候補事業者の決定

選定結果から市長が指定候補事業者を決定し、介護保険運営協議会に報告する。

選定の評価項目及び評価基準

	評価項目	評価基準
法人 運営 的 確 性	1 法人の安定性・継続性	(1)法人運営の健全性
		(2)事業効率の状況
		(3)資金力の有無
		(4)借入金の返済能力の有無
		(5)経営の安定性
	2 法人の理念・姿勢	(1)法人の基本理念・経営理念の明文化とその内容
		(2)法人の基本理念・経営理念の職員・利用者への周知方法
	3 法人運営の透明性・公平性・法令の遵守状況	(1)個人情報の取扱い、従業員の守秘義務に関する考え方
		(2)自己評価・外部評価及び情報公表に関する考え方
		(3)利用料、ホテルコスト(※1)等の設定根拠の明確化
(4)法令等の遵守についての考え方(労働関係法令の遵守を含む)		
4 運営実績・経験	(1)当該事業を運営するに足りる実績・経験の有無について	
5 運営の適正化・効率化への取組み	(1)人員配置の適正性	
	(2)事業計画と収支計画の適正性	
	(3)経営努力に関する取組み	
施設 計 画 ・ 事 業 運 営 方 針	6 事業の独自性、施設管理運営体制	(1) 強調したい点、特徴、施設や設備面での利用者への配慮など
		(2) 市の「介護保険事業計画」等に対する取組み
		(3) 市景観条例・災害時の対応等、市の方針・事業への取組
		(4)協力医療機関・他の高齢者施設等との連携方法
	7 施設管理の安全性への配慮	(1)日常的な点検体制について
		(2)危機管理体制について
		(3)事故等の問題発生時の対応について
		(4)衛生管理体制について
		(5)感染症等が疑われる際の対処について
	8 利用者への対応	(1)日常生活上の支援(入浴・食事等への対応)について
(2)苦情解決体制の内容		
(3)利用者への公正・公平な対応の取組み (利用者決定のしくみ、低所得者対策など)		
(4)利用者等の人権・尊厳に対する考え及び取組み		
(5)ターミナルケア(※2)への取組み		
9 職員の育成	(1)人材確保に対する取組み	
	(2)研修制度・人事制度の内容	
	(3)職員の育成・接遇に関する取組み	
10 市民雇用・市内事業者活用の促進	(1)市民雇用の促進	
	(2)市内事業者からの物品の調達	

11 事業の適性に応じた運営	(1)質の高いサービス提供に向けた取組み
	(2)事業所の立地状況
	(3)利用者の家族間交流や地域との交流・連携に関する取組み
	(4)隣接住民に対する説明や運営推進会議の設置に対する取組み
	(5)青年後見制度の活用への考え方
	(6)ユニットケア（※3）に対する取組み
	(7)医療的ケアが必要な利用者に対する取組み

- ※1 介護施設などにおける、介護サービスにかかる費用以外の、居住費（部屋代、光熱費）や食費、日用品の費用のこと。
- ※2 重い病気の末期で不治と判断されたとき、治療よりも患者の心身の苦痛を和らげ、穏やかに日々を過ごせるように配慮する療養法。
- ※3 特別養護老人ホームなどの介護施設で、入所者を少人数のグループに分けて、家庭的な雰囲気の中で介護を行うこと。